

## ネット上の法律問題

### 1. 概観

インターネット利用の普及により、誰からでも、誰へでも国境や企業の壁を越えて情報をやりとりできる環境が現実のものとなった。また、インターネット上でやり取りされる情報がデジタル化されているため、劣化なしに誰でも自分が受けとった情報をそのまま、または容易に加工して他人に転送できる。そしてこの転送は、ある人から次の人1回限りの転送では済まず、何人もの人々へと転々と繰り返し行われ得るものである。

そのため法律の面からは、創作者に対してネットワーク上での著作物の転々流通に対してコントロールする権利を与えるべきかどうか、が第一の問題になる。第二に、ポルノグラフィが子供またはそれを見たくない人を含む不特定多数の目に触れる状態を、国家が取り締まるべきかどうか問題になる。第三に、インターネット上での情報提供が市民や企業によって活用されることを前提として商法制度を変えようとする動きも見られる。

### 2. 著作権問題

日本の著作権法は著作権者に対し、その著作物を“不特定多数に向けて”(1対n)有線送信する行為に対する排他的権利を与えることを明文で定めている(第23条)。しかし、インターネット上でしばしば行われるように1対1の送信が連鎖した結果、ある著作物が著作権者への報酬が払われなままに事実上、不特定多数の人に享受されてしまう問題に対しては明確な解決を与えていない。文化庁著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ検討経過報告(1995年2月14日)でもこの問題を検討していない。

一方、米国の「Working Group on Intellectual Property Rights for the administration's Information Infrastructure Task Force」が出した報告書「Intellectual Property and the National Information Infrastructure (1995年9月5日)」では、受信者が特定少数であろうが不特定多数であろうが、送信行為に対する排他的権利を著作権者に与えるべきだと政府に進言した。

親しい友人同士で他人の著作物の複製物を通信でやりとりした場合まで著作権者の排他的権利を及ぼすのは行き過ぎだろうが、さりとて転々流通の結果、著作権者が何ら報酬を得ないままその著作物が世間に流布するのも著作権者の保護に欠けると考えるのももっともであり、妥当な解決を見いだすのが難しいところである。

### 3. ポルノ規制問題

1996年2月1日、警視庁が猥褻(わいせつ)画像をインターネット経由で配布していた個人ユーザー2名の自宅を家宅捜索した。なお、彼らは商用ネットワーク

サービスプロバイダーのディスクを借りてそこに猥褻画像のデータを格納していたため、このプロバイダーも家宅捜索の対象となった。このユーザーのうち1名（もう1名は未成年者）は、翌日逮捕された。

同様の事件がすでに多発している米国では、1996年2月1日米議会が可決した通信改革法案の中に、インターネット上に猥褻な画像または文書を流した人間に刑罰を課する条項が含まれている。もっとも、インターネットが国境の枠を越えて情報を流通させるインフラである以上、いくら国内法によってポルノグラフィを取り締まったとしても、国外で発信されているものについては手が出せない（関税率法は、書籍、CD-ROMなどに固定されたポルノグラフィの輸入の規制は行うが、オンラインで国内に向けて国外から送信されるポルノグラフィのビットを規制しない）。

不特定多数に向けてポルノグラフィを発信することは公道上のストリーキングに等しいから、警察の取締の対象となるのはやむをえない。一方、警察が私的な領域に踏み込んでくることは市民の自由な生活の妨げとなるし、また、警察がそのようなことにコストを割くのも税金の効率的な使い方とはいえない。むしろ家庭、学校といったそれぞれの私的な領域の中で、私人の選択によってポルノグラフィへのアクセスを拒絶したり、子供がポルノグラフィにアクセスすることを禁止できるような手段を講じることが望ましい。

APRIL PENTHOUSE  
AVAILABLE AT NEWSSTANDS EVERYWHERE

Internet supports the Electronic Frontier  
campaign to return free speech to the  
a great deal of money and person-hours  
communications Act and the Record-Keeping  
that these are overturned as rapidly as  
possible.  
our efforts. Write to your member of  
click here to get the latest information  
consider signing the Declaration of  
buy Penthouse magazine, and subscribe  
which, as a subscription service, is not  
communications Act—it's the same as it ever  
was).

FREE SPEECH  
ONLINE

BLUE RIBBON  
CAMPAIGN

IMAGE REMOVED IN  
ACCORDANCE WITH  
TELECOMMUNICATIONS ACT  
OF 1996.  
PLEASE TELL YOUR  
MEMBER OF CONGRESS  
HOW YOU FEEL ABOUT  
INTERNET CENSORSHIP

米国通信法の改正に抗議するホームページの1つ。言論の自由の象徴としてブルーリボンが掲げられた。

### 3. 商事法制度の変貌

証券の発行体による情報開示（ディスクロージャー）と投資家の自己責任は、証券取引法の両輪をなす原則である。適切に情報が開示されているからこそ証券投資の結果投資家が損失を被っても投資家自身の責任といえるのである。

インターネットは、ディスクロージャーを多くの投資家に対して低コストで容易に行うための最適のインフラである。そこで大蔵省は、新規に株式を公開する企業がインターネットを通じてディスクロージャーをすることを認めることにした。ここでも、米国が先行しており、証券取引委員会（SEC）が企業の財務情報をインターネットを通じて発信している（<http://www.sec.gov/edgarhp.htm>）。

従来の紙媒体によるディスクロージャーが、物理的に紙媒体を閲覧したり入手したりできる場所に足を運ぶのが面倒なことや、親しみやすい外観を備えていないことからなかなか活用されなかったのに比べ、誰もがどこからでもアクセスでき、また、親しみやすい形でインターネット上でのディスクロージャーがなされることは、証券取引法の原則を実のあるものとするために好ましいことである。もっとも、当分の間はインターネットを自在に利用できる環境を持つ投資家とそうでない投資家の間に新たな情報格差が生じることは否定できない。

（寺本振透）

#### 参考資料

- ・日経1995年2月15日朝刊
- ・50 BNA PTCJ 567 (September 14, 1995)
- ・日経1996年2月1日朝刊
- ・日経1996年2月1日夕刊
- ・日経1996年2月5日朝刊
- ・日経1995年12月25日夕刊



## [インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ [iwp-info@impress.co.jp](mailto:iwp-info@impress.co.jp)